

**プロポーザル実施要領**  
**【高機能消防指令センター整備工事】**

**1 趣旨**

高機能消防指令センターの整備に当たり、最新機能を備えた機器の構築と安定稼働を行える最適なシステムを導入するため、高度な技術力、豊富な経験等を有する本業務の受託事業者（以下「候補者」という。）を選定することを目的として、公募型プロポーザルを実施する。

**2 事業の内容**

(1) 事業名

高機能消防指令センター整備工事

(2) 契約期間

契約締結の日から平成32年3月10日まで

(3) 事業内容

高機能消防指令センターの整備

(4) 整備概要

別添仕様書を参照のこと。

**3 参加資格及び選考方法について**

(1) 参加資格

「4 参加資格要件」のとおりとする。

(2) 選考方法

ア 本業務に応募する者は、期限までに参加表明書及び資格審査申請書（以下「参加表明書等」という。）を提出するものとし、当該参加表明書等により本市が参加資格の確認を行い、参加資格を有する者に対して、期限までに技術提案書及び参考見積書（以下「技術提案書等」という。）の提出を求める。

イ 技術提案書等を補完するため、プレゼンテーションを実施する。

ウ 技術提案書等は、プロポーザル受託者特定審査委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）がプレゼンテーション及び質疑応答の内容も含め、総合的に評価し、審査する。

エ 候補者の選定は、専門委員会が行う技術提案書等の審査結果に基づき、プロポーザル受託者特定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

オ 審査の結果いずれも不調に終わった場合は、選考方法を見直すこととする。

**4 参加資格要件**

(1) 公告の日において、地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 国税、地方税などの滞納がないこと。

(3) 江田島市の建設工事に係る競争入札参加資格を有していること。

(4) 公告の日から契約締結日までのいずれの日においても、江田島市において指名除外及び資格の取消を受けていないこと。

- (5) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て，及び民事再生法に基づく再生手続きの開始がなされていないこと。
- (6) 広島県内において，総務省消防庁が定める消防防災施設等整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日消防消第69号）における高機能消防指令センター総合整備事業の離島型事業以上に対応する装置の物品納入実績又は工事若しくは製造の請負実績があること。  
※ 実績については，公告の日の前日までに完成検査を受け，当該工事等が完了していること。
- (7) 広島県内において，保守拠点を有し，部材の確保及び保守員の当消防本部への駆付け時間が2時間以内であること。
- (8) 高機能消防指令センターシステムを自社にて製造している者であること。
- (9) 情報セキュリティマネジメントシステム又は個人情報保護マネジメントシステムの品質を証明するもの（ISO27001又はプライバシーマーク）を取得していること。

## 5 担当課（事務局）

江田島市消防本部警防課

〒737-2133 江田島市江田島町鷺部二丁目16番12号

メールアドレス：[keibou@city.etajima.hiroshima.jp](mailto:keibou@city.etajima.hiroshima.jp)

ファクシミリ：0823-42-3164

## 6 参加表明書等の作成等

### (1) 提出書類 ※各1部提出

ア 参加表明書	代表者及び担当者を記載し，代表印を押印すること。	様式1
イ 資格審査申請書	代表者及び担当者を記載し，代表印を押印すること。 資格要件を満たしている場合には，□にチェックを記載すること。	様式2
ウ 登記事項証明書	受付日前3か月以内に発行されたもの	写し可
エ 印鑑証明書	受付日前3か月以内に発行されたもの	写し可
オ 納税証明書	国税及び地方税などの滞納がないことの証明	写し可
カ 直近の財務諸表	財務諸表（貸借対照表，損益計算書）及び税務申告書	写し可

※ 書類ごとにインデックスを付し，A4ファイルに左綴りで提出すること。

### (2) 添付書類

- ア 「4 参加資格要件」(6)に定める実績があることを証明できる書類（任意様式）  
発注者名，実施場所，契約件名及び業務の概要が記載されたもの（契約書の写しも可とする。）  
を添付すること。
- イ 「4 参加資格要件」(7)，(8)に定める事実を証明できる書類（任意様式）
- ウ 「4 参加資格要件」(9)に定める品質を証明できる書類（任意様式）  
情報セキュリティマネジメントシステム又は個人情報保護マネジメントシステムの品質を証明するものの写しを添付すること

### (3) 参加表明書等の提出

- ア 提出期限

平成31年1月7日（月） 午後5時15分まで

イ 提出場所

担当課

ウ 提出部数等

1部を持参又は郵送（配達記録郵便等の配達記録が残るものに限る。以下に同じ。）すること。

持参する場合は平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、事前に持参日時を連絡すること。

郵送の場合は提出期限までに必着とし、必ず郵送後に確認の電話連絡を行うとともに、封筒の表側に参加表明書・資格審査申請書在中と赤字で記載すること。

## 7 参加資格審査

担当課は、提出された参加表明書等によりプロポーザルの参加資格を確認し、当該確認に基づき、参加資格審査結果を通知する。

### (1) 参加資格審査基準

次のいずれかに該当する参加希望者は本プロポーザルに参加できないこととする。

ア 「4 参加資格要件」に定める参加資格を満たしていない者

イ 参加表明書等に不備がある者

### (2) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、平成31年1月10日（予定）に、次のとおり通知する。

ア 参加資格を有するとされた者（以下「提案者」という。）に対しては、参加資格審査結果と併せて技術提案書等の提出を求める旨を通知する。

イ 参加資格を有しないとされた者に対しては、技術提案書等の提出者とされなかった旨とその理由を通知する。

### (3) 参加資格審査結果の理由に関する事項

ア 参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（平日に限る。）以内に、書面（任意様式）により、江田島市長に対して当該結果の理由について説明を求めることができる。

イ アの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行うものとする。

ウ アの書面の提出方法は、1部を担当課へ持参又は郵送とする。

## 8 質問書の提出及び回答

### (1) 提出期間

平成31年1月15日（火）午前8時30分から

平成31年1月16日（水）午後5時15分まで

### (2) 提出場所

担当課

(3) 提出方法

質問書（様式第3号）により電子メール又はファクシミリで担当課に提出すること。

(4) 質問書回答

質問に対する回答は、平成31年1月18日（金）までに全提案者に対してファクシミリにより行う。

## 9 技術提案書等の作成等

(1) 提出書類

提案者は、次の書類を担当課に提出すること。

ア 技術提案書に関する書類（任意様式）

(ア) 履行・保守能力に関する提案書

(イ) システム構成に関する提案書

(ウ) システム機能に関する提案書

イ 参考見積書に関する書類（任意様式）

(ア) 見積書1「本整備事業に係る10年間のライフサイクルコスト」

(イ) 見積書2「本事業にかかる導入整備費用」

(ウ) 見積書3「保守費用」

(エ) 見積書4「10年間設備維持するためのオーバーホール費」

(2) 提出書類の作成及び記載上の留意事項

ア 技術提案書に係る留意事項

(ア) 技術提案書は本要領及び仕様書の機器構成を基本として作成すること。

(イ) 提出期限までに技術提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(ウ) 提案は1案とし、提出期限後の差し換え及び再提出は認めない。

(エ) 提出された書類は一切返却しない。

イ 技術提案書等に関する書類

(ア) 技術提案書（写真含む）は、A4又はA3サイズ片面1枚を1ページとし、10ページ以内とすること。なお、表紙、目次、及び添付書類はページ数に含まない。

※ 添付書類：機器構成表、ネットワーク構成表、指令室・機械室のフロアレイアウト図  
パンフレット等

(イ) 技術提案書は、明朝体の書体を用い、文字ポイントは10.5ポイント、イメージ図等の注釈は6.0ポイント程度以上とし、判読できるものとする。

(ウ) 提案ごとにインデックスを付し、A4ファイルに左綴じすること。

(エ) 提出書類のうち、正本とするものについては、（様式5）を表紙として添付し、所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、正本には代表者印を押印すること。

(オ) 提出書類のうち、副本とするものについては、（様式6）を表紙として添付し、提出すること。

ウ 参考見積書に関する書類

(ア) 見積書1「本整備事業に係る10年間のライフサイクルコスト」

見積書2～4までのトータルコストを一式で提出すること。

(イ) 見積書2「本事業に係る導入整備費用」

今回のシステム整備に係る費用として、提案内容をすべて実現する費用を1式で提出すること。

本事業の導入整備費の参考見積金額は、金204,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内の提案とする。

(ウ) 見積書3「保守費用」

以下の条件を実現するための10年間の保守費用（初年度費用については積算しない。）を1式で提示すること。

内容の表示形式は、年間保守費用〇〇円×10年分＝〇〇円とすること。

なお、以下に示す保守条件以外に当消防本部に推奨する条件があれば、提示すること。

<保守条件>

障害対応費用及び定期保守点検費用を含むものとする。

a 障害時24時間365日オンコール保守

b 緊急障害時のリモート保守

c 設備維持のための定期保守点検は年2回

d 障害修理について1万円以下の交換部品費は保守費に含むものとする。

(エ) 見積書4「10年間設備維持するためのオーバーホール費用」

今回の提案システムを10年間維持するために必要なオーバーホール費用を1式で提示すること。

また、別表として1年単位の工程表を作成し、各年度に必要なコストが分かるように提示すること。

(オ) 参考見積金額は、消費税及び地方消費税を含めて記載すること。

※ 消費税等の税率変更に対応し、その時点で法律で定められている率の消費税等を付加して算出するものとする。

(カ) 参考見積書ごとにインデックスを付し、番号順で技術提案書（正本）とともにA4ファイルに左綴じすること。

(3) 提案内容の記載上の留意事項

技術提案書は、次の項目順に具体的かつ詳細に記載するとともに、専門家以外の者が見ても分かりやすい表現にすること。期待される効果及び確実性について、技術提案の内容によりどのような効果が得られるのか、また技術提案の確実性について簡潔に記載すること。必要に応じて標準例との対比を交えて記載すること。

ア 履行・保守能力に関する提案書

**(ア)を除き、1項目1提案とする。**

(ア) 実績

過去5年間（平成25年度から平成29年度まで）において、総務省消防庁が定める消防防災施設等整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日消防消第69号）における高機能消防指令センター総合整備事業の離島型事業以上に対応する装置の物品納入実績又は工事若しくは製造の請負実績が確認できるものとする。

なお、契約年度、発注者名、実施場所、契約件名及び業務の概要が記載されたもの（契

約書の写しも可とする。)を添付すること。

※ 実績については、公告の日の前日までに完成検査を受け、当該工事等が完了していること。

(イ) 事業実施工程

全体スケジュール及び各工程の完了基準が明確となる内容の提案とすること。

機器は、基本的に新庁舎完成後に設置するものとする。

a 消防本部(署)：平成31年10月完成予定

b 出張所：平成31年6月完成予定

(ウ) 事業実施体制

事業を確実に実施するための責任分担及び事業実施体制並びに本市との協議、打ち合せ等において、認識の齟齬を防止するための手法について明確となる内容の提案とすること。

(エ) 緊急時の対応

緊急時に常時対応できる人数、対応開始までの所要時間、対応内容等について、運用上支障となる時間を最小限に抑えることを可能とする内容の提案とすること。

(オ) セキュリティ

セキュリティに対する方針を明確にし、情報の漏えい、破壊、改ざん及び消去を確実に防止することを可能とする内容の提案とすること。

(カ) 維持管理体制

本業務完了後に、別途契約を締結する予定である保守管理業務の参考とするため、維持管理について、次のとおり提案すること。

<保守条件>

障害対応び定期保守点検を含むものとする。

a 障害時24時間365日オンコール保守

b 緊急障害時のリモート保守

c 設備維持のための定期保守点検は年2回

d 障害修理について1万円以下の交換部品費は保守費に含むものとする。

イ システム構成に関する提案書

**1項目1提案とする。**

(ア) 機器構成

機器構成及びネットワーク構成について、確実な運用を実現し、合理的で効果的な構成とする内容の提案とすること。

なお、機器構成表、ネットワーク構成表、及び指令室、機械室のフロアレイアウト図を添付すること。

(イ) レイアウト

指令室及び機械室に配置する装置等(移設機器を含む。)について、装置等の使用頻度、省スペース化及び職員の動線を考慮し、効果的な配置とする内容の提案とすること。

また、次期更新時(指令室は同室の事務スペース、機械室は同規模の部屋でのシステム入替えとする。)において支障とならない提案とすること。

※ 参考図参照

ウ システム機能に関する提案書

特別に定める場合を除き、1項目1提案とする。

(ア) 指令管制業務

次の項目に対しては、1項目につき3提案までとし、複数提案する場合は、相反する提案は不可とする。

- a 通報受付から出動指令までの指令業務を迅速かつ的確に実施し、事案終了まで効率的な運用を可能とする内容の提案とすること。
- b 操作手順を少なくし、操作性を向上させることを可能とする内容の提案とすること。
- c 災害地点を特定させることが困難な状況においても、早期に災害地点を特定させることを可能とする内容の提案とすること。
- d 指令管制業務時の誤操作防止について、ヒューマンエラーを防止することを可能とする内容の提案とすること。
- e 大規模災害時等の事案輻輳時において、指令管制業務を迅速、確実とする内容の提案とすること。
- f システムダウン等の緊急時において、指令管制業務を確実に実施することを可能とする内容の提案とすること。
- g 入力エラーチェック、突合機能等について、誤入力を防止することを可能とする内容の提案とすること。

(イ) 支援情報・機能連携

次の項目に対しては、1項目につき3提案までとし、複数提案する場合は、相反する提案は不可とする。

- a 各種支援情報等について、自動又は簡単操作で有効に活用することを可能とする内容の提案とすること。
- b 防災行政無線連動装置やデジタル無線システム等の移設機器との機能連携を確実に行う内容の提案とすること。

(ウ) IP化への対応

NTT回線のIP化に対応した設計を考慮すること。

(エ) データ修正

消防職員により、指令管制業務に必要なデータの修正、編集等を実施する場合において、簡単かつ確実に実施することを可能とする内容の提案とすること。

(オ) 信頼性・耐震性

- a 重要装置等の信頼性について、効果的にリスクの分散を可能とする内容の提案とすること。
- b 耐震性能について、免震装置等の設置範囲を明確にし、免震装置等を設置していない装置等について、地震発生時における対策を万全とする内容の提案とすること。

(カ) システム移行

- a システム移行手順について、消防業務への影響を最小限とする内容の提案とすること。
- b システム移行時に想定されるトラブルがある場合には、当該トラブルの内容を明確にし、その対策について、消防業務への影響を最小限とする内容の提案とすること。

c 現システムからのデータ移行を確実に実施させる内容の提案とすること。

#### (4) 技術提案書等の提出

##### ア 提出期間

参加資格審査結果の通知の翌日から平成31年1月31日（木）まで

##### イ 提出場所

担当課

##### ウ 提出方法

持参又は郵送するものとする。

持参する場合は平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、事前に持参日時を連絡すること。郵送の場合は提出期限までに必着とし、必ず郵送後に確認の電話連絡を行うとともに、封筒の表側に技術提案書・参考見積書在中と赤字で記載すること。

##### エ 提出書類及び部数

###### (ア) 提案書

11部（A4又はA3サイズで10枚以内）

※ 正本1部、副本10部、電子データを電子媒体（CD-R等）で1部提出

###### (イ) 見積書

1部（見積書1～4で構成）

#### (5) 辞退

参加表明書を提出後、辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出すること。

### 10 プレゼンテーション審査

#### (1) 審査日

平成31年2月6日（水）開催予定

#### (2) 説明時間

各提案者1時間（準備含む）

準備10分、提案説明30分、質疑応答15分、撤収5分とする。

#### (3) その他

ア プレゼンテーションに係る費用、機器類は各提案者で負担、準備すること。ただし、申し出があればプロジェクター及びスクリーンは市が用意する。

イ 各参加業者は5名以内の出席を認める。

ウ 当日の説明は提出した技術提案書に基づき行うこと。

### 11 順位の決定方法

専門委員会が行う技術提案書等の審査結果に基づき、審査委員会が候補者1名、次点者1名を選定する。

提案者が1者の場合であっても、審査は行うものとし、審査の結果、提案内容が基準を満たしていると認められた場合には、候補者として選定する。

#### (1) 技術提案書等の審査基準

別紙1「審査評価基準」のとおり。

#### (2) 結果通知

平成31年2月13日（水）に通知予定。

(3) 審査結果に関する事項

ア 提出した技術提案書が選定されなかった者に対しては、書面により通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（任意様式）により、江田島市長に対して選定されなかった理由について説明を求めることができる。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行うものとする。

エ 受付場所及び受付時間は次のとおり。

(ア) 受付場所 担当課に同じ

(イ) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（休日を除く。）

## 12 契約書作成の要否等

(1) 本業務の契約は、江田島市と候補者の2者契約とし、候補者とは見積もり合わせの上、契約書を作成する。契約約款等は別紙2、3のとおりとする。

(2) 仕様書及び提案内容を順守し納入することを誓約するシステム仕様確認書（様式は別途指示）を提出すること。

(3) 本契約に伴う消費税及び地方消費税は、消費税法及び地方税法によるものとする。

## 13 その他の留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 業務の実績は、日本国内の業務の実績をもって判断するものとする。

(3) 提出期限までに参加表明書等が到達しなかった場合は、技術提案書を提出できないものとする。

(4) 参加表明書等、及び技術提案書の作成及び提出、プレゼン等に関する経費、その他プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加希望者の負担とする。

(5) 提出された参加表明書等、及び技術提案書は返却しない。

(6) 提出された提案書等は、本プロポーザルの以外の目的で使用しない。但し、議会議決案件であることから議会上での公表、関係省庁への説明に利用することがある。

(7) 技術提案書の提出は、1提案者につき1申請とする。

(8) 提出期限以降における参加表明書等、及び技術提案書の差替えや再提出は認めない。

(9) 参加表明書等、及び技術提案書に虚偽の記載があった場合には、参加表明書等、又は技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外を行うことがある。

(10) 提案者又はその関係者は、技術提案書の選定に関して、受託者特定審査委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。

(11) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合がある。この場合、提案者に対して江田島市は一切の責任を負わないものとする。

(12) 提案書作成のために消防本部から受領した資料は、消防本部の了解なく公表又は使用することはできない。

(13) 本業務は、建設リサイクル法の届出対象となる工事である。